

滋 税 審 第 5 号
令和7年(2025年)10月20日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹

琵琶湖森林づくり県民税について（答申）

令和6年11月18日付け滋税第470号で当審議会に諮問された琵琶湖森林づくり県民税について、下記のとおり答申します。

記

1 評価について

現行の第2期琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）の計画期間は、令和3年度から令和12年度までとなっているが、計画開始から5年を目途に計画内容を見直すこととされていることから、前半5か年の成果とその評価、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、今年度中に後半5か年に向けて基本計画が改定されることとなっている。

当審議会では、今回の基本計画の見直しにあわせて、琵琶湖森林づくり県民税（以下「森林県民税」という。）の見直しの必要性を検討するため、基本計画に基づくこれまでの取組や基本計画の見直しの方向性等について貴県に説明を求め、滋賀県森林審議会の意見も聴取しながら、5回にわたって審議し、慎重な検証を行ったところである。

その結果、貴県は、基本計画に掲げる目標の達成に向けて、森林と琵琶湖との関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた「環境を重視した森林づくり」と広く県民が森林に対する理解と関心を深める「県民協働による森林づくり」を推進するために、森林県民税を活用して創意工夫された事業を実施し、様々な成果を上げられているとの評価に至った。

今後も貴県の森林を取り巻く課題に対応し、基本計画に掲げる目標を達成していくために、事業実施に必要な安定的な財源として、森林県民税の継続が適当である。

2 使途について

(1) 使途の基本的な考え方について

これまで森林県民税を活用して取り組んできた事業（以下「森林県民税事業」という。）は、第2期基本計画（中間改定後）においても概ね継続実施されることとなる。

滋賀県森林審議会の意見も聴取し、検証を行ったところ、森林県民税事業については、一定の成果を上げており、引き続き取り組んでいくことが必要と認められることから、基本的に現行の事業を森林県民税事業として継続することが適当である。

なお、使途については、今後の貴県の森林づくりを巡る社会経済情勢の変化に対応し柔軟に見直すべきであるが、検討にあたっては、税導入時の哲学を踏まえることや受益と負担の観点を意識することが必要である。

(2) 森林県民税と森林環境譲与税との使途の整理について

森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）の譲与開始に伴い、貴県は、平成 31 年 3 月に琵琶湖森林づくり県民税条例（平成 17 年滋賀県条例第 40 号）を改正し、森林県民税と譲与税の使途について、譲与税は森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく施策に充当し、森林県民税は譲与税と使途が重複しないよう、森林経営管理法に基づく施策以外の県独自の施策に充当するものと整理している。

また、県は広域的な施策を行い、市町は住民に近く地域の実情を踏まえた施策を行うという考えのもと、森林県民税事業を見直し、森林県民税事業から廃止した事業は、市町が地域の実情に応じて譲与税を活用して実施するものとする「琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針」を策定している。

この考え方は、現在においても合理的なものであることから、今後も税の使途を考える大前提として、この整理によって森林県民税と譲与税を使い分けていくことが適当である。

ただし、本来譲与税を充当すべき事業であるものの、環境重視と県民協働という森林県民税の趣旨にも合致する事業である場合において、その実施にあたり譲与税の額が不十分な時においては、併用して活用することも考えられる。

併用して活用する場合は、森林県民税による施策の効果が見えにくくなるため、より丁寧な説明が必要になる点に留意すべきである。

(3) 使途の効果を検証する上での視点について

貴県では、森林整備によって発現する森林の公益的機能についての経済的評価を試算されている。今後も、森林県民税事業による、森林が持つ多様な公益的機能が環境政策や防災政策等、他の行政分野の行政費用の低減への貢献度を定量的に明らかにすることは、森林県民税の使途の効果検証をする上で重要な視点の一つである。

また、森林環境学習のように意義は認められつつもその効果を定量的に測ることが難しい事業について、手法に工夫を凝らしながら効果検証に努めることも必要である。

3 課税方式について

森林県民税では、県民に広く負担を求める点で公平であること、低所得者への配慮が可能であること、徴税コストが安価であることを理由に「県民税均等割超過課税方式」を採

用するとともに、同方式のデメリットである税収とその使途が不明確である点を解消するため、「基金積立方式」を採用している。

現時点で特に不都合は認められず、現行の課税方式を継続することが適当である。

4 税率設定について

(1) 現行の税率について

森林県民税の現行の税率は、個人は年 800 円、法人は法人県民税均等割の 11% 相当額となっている。これは、森林県民税の導入検討時において、森林県民税を充当する「環境を重視した森林づくり」および「県民協働による森林づくり」の実施に要する単年度の標準的な事業費が 6 億円程度と見込まれたことから、同程度の税収規模となるよう設定されたものである。

森林県民税の税収は、導入時の想定を上回る年 7 億円程度で推移しているが、森林県民税事業の事業費も想定を上回る水準で推移しており、近年は、コロナ禍で一部事業の実施が困難となった令和元年度および令和 2 年度を除き、森林県民税事業の事業費が基金への積立額を上回る状況が続いている。

(2) 今後の税率について

第 2 期基本計画の後半 5 か年における目標事業量等を基に試算した森林県民税事業の単年度当たりの事業費は、7.5 億円程度と見込まれる。

一方、現行の税率を維持した場合の今後の税収は年 7.7 億円程度、税収から賦課徴収に要する費用を控除した基金積立額は、年 7.3 億円程度と見込まれる。

近年の物価上昇を踏まえて森林県民税事業の事業費と基金積立額を均衡させるためには、税率を引き上げる必要があるが、国税である森林環境税の徴収が開始されて間もないこと、また、森林施業における新技術の活用等による事業費の抑制効果や事業執行の工夫・見直し等により、令和 12 年度までは基金残高も活用して、事業費を確保できる見込みであることから、現時点においては、現行の税率を維持することが適当である。

なお、貴県の森林県民税の税率は他府県で実施されている同趣旨の超過課税と比較して高水準となっている。高水準の負担を求めるにあたっては、高水準の税負担に見合う受益が広く県民に及ぶように施策を実施する他、県民にそれによる便益を知っていただくための工夫が必要である。

また、今後貴県において新たな税負担の具体化を検討することになった場合には、貴県における超過課税による個人・法人への税負担が過度なものとなっていないかの確認が必要である。

5 次回の見直しの検討時期について

これまで、森林県民税の見直しの検討は、5 か年ごとの基本計画の見直し時期に合わせ

て実施されてきた。

森林県民税の見直しの検討を基本計画の見直しと同時期に行うことで、滋賀県森林審議会の考えと当審議会の考えが異なった場合にその調整が行いやすいこと、県民の立場から、基本計画の見直しと森林県民税の見直しの検討について同時に知ることができるため、それぞれの関連性をより理解しやすくなることなどのメリットがあることから、これまでと同様、森林県民税の見直しの検討は、基本計画の見直しと同時期に行うことが適当である。

ただし、社会経済情勢の変化や基金の状況、また貴県で議論されている「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税」の検討状況等を踏まえ、森林環境税、森林県民税を含む納税者の税負担の水準について検討が必要な場合には、森林県民税の見直しの検討時期を基本計画よりも前倒しすることも視野に入れるべきである。

6 森林県民税事業の実施における課題について

(1) 森林県民税の認知度の向上について

令和6年に貴県が実施した県政モニターへのアンケートによると、森林県民税が徴収されていることを知っている県民は48.6%となった。令和元年の16.6%から大きく上昇しており、前回の当審議会の答申等を踏まえて、認知度の向上を図る取組を進めてこられたものとする。

森林県民税は、実質的には目的税であり、県民にこれを負担している意識が欠如していると、税負担とその施策による便益についての理解や施策そのものに対する関心を持ちにくくなり、「県民協働による森林づくり」の観点からも好ましくない。県民に一定の負担を求めている以上、森林県民税への認知度を高めるための取組を継続するとともに、県民が森林県民税の評価を行えるよう、森林県民税事業の取組や成果に対する認知度を高めるための取組を継続することが必要である。

(2) 公的に管理された森林について

森林県民税が導入された当初から、県有林や市町有林、財産区管理の森林等の公的に管理された森林には、既存の財源が投入されていることから、その整備等に森林県民税を充当することは望ましくないとされてきた。しかしながら、滋賀県森林審議会から意見のあった、公的に管理された森林のうち、奥山等不採算林の環境林化について、今後、森林県民税の充当対象として適当か否かについては、貴県の森林政策の一つの転換点であることから、基本計画等において公的に管理された森林の種類に応じた県の関与を明確にすることが必要である。その上で、もし、譲与税の額が不足しているなど、公的に管理された森林への森林県民税の使途拡大が必要であるならば、更なる議論が必要である。